

第
問

[設問1] 19/45

I 外国人の ~~人権~~ 憲法上の人権の享有の有無

1. Bとしては、多妊娠を理由に強制労働を命じることが憲法39条第1項に違反し、令状がなしに ~~収容~~ 収容され、身体拘束をうけることが憲法31条(以下略)に違反するとし、人権侵害を主張する。しかし、これらは、外国人にも保障されるか。

2. (1) 日本国憲法は、~~人権~~ 人権について明記した第三章のみならず「国民の権利義務」としてあり、~~憲法~~ 憲法は外国人の人権享有の有無を明示していない。しかし、憲法上の人権は、自然権を趣に由来し、人でも人である以上、道義上認められる権利とも列挙されるものである。原則、外国人にも保障される。

(2) もとも、上記文意で、日本国憲法が第1に日本国民の権利保障を主たるものであることは、外国人に認められることにはならない。権利は、ありてある。

3. 由るに、第39条第1項、第31条(3号)ともに外国人に認められるべき権利とはいえないので、外国人にも保障される。

II. ~~自己~~ 自己決定権位置

△ 憲法39条第1項(内容)は権利の範囲。

第1. 付設問題

1. (1) 自己決定権は、第39条第1項(3号)の一種として保障される。

(2) 付. 憲法の明文(例)の権利の有無について、憲法上の権利は、一定の道義から派生する権利を例示列挙するものである以上、明文(例)の権利も保障される。これは、13条が包括的権利を明記している。その一種に本条と解される。 正しい。

2. 正しい。第39条第1項に於いてある自由権が保障される。本件では

Bの日本籍を有する多妊娠、出産が認められることについて、自己決定権

第

問

侵害が認められる。自由権の一環として、権利を侵害するに付随して

第2. 第10

1. ~~第10条~~の日本国憲法中の姉妹・出産を認めないことは、子供を
つくるという、自らの家族構成や人的関係形成を大に制約するものである。

(2) 加えて、子供を認めないことは、~~夫婦~~の人間関係を大に害する期間を生じたり
する理由がある以上、人間と人間としての重大な人格的相違がある。

2. ~~また~~、出産・出産のペナルティとして、出国命令以来、不利を被
大い(没19号)。

3. 加えて、入籍法において入籍した外国人に妊娠・出産の自由が与え
ると認められ、権利の差が大きい。

第3. 第10

1. 以上を示すとは、重大な人格的相違にわたる制約の存在が大きい以上、
上、~~その~~制約の正当性の有無は最終的に判断される。

(2) 国権の元は、制約の正当性の元、やむを得ない公益を伴う
ものである。当該手段が必要最小限といえることを要する。

2. (1) 立派な目的について、~~すなわち、その目的は非道義的価値観の受け入れにある~~
~~その目的は、日本の労働力不足の解消、非道義的価値観の受け入れにある。~~

諸外国で、移民の受け入れにより社会的・経済的利便を享受している
を背景として、①日本での長期にわたる滞在を認め、~~その目的は~~と扱われること。

② 外国へ技能実習生の増加に伴い、日本への社会的・経済的利便の増大を
② 図ることに目的とする。
4条4項但書

(2) ①について、まず、妊娠・出産を認めないことは、3年の滞在期間が
経過すれば、~~その目的は~~目的を達成する以上、妊娠・出産を認めても、立派な

(3) ② 12月以降 3年間以上 滞在期間が 6以上、夜食 押付 滞在の 影響は ありあつた(とある)。また 同様に 了(お)くが、

(2) f と (2) の所見は、社会制の ~~利用~~ 利用を要しないことより、
4.5に達する。

1. ~~山形~~ 南正院(31号)の趣旨は、商人税か否かの理由が不十分

2. この分配主義の趣旨は、重税の税利・利益の制約を降して、主税節税を行ふから余剰金による、正当な現物の有無^有を破却する税制をかく保つこと、果ては人権保護をこころざしである。

3. およ、病に罹るにつれて運命を記す。このおりに身体を拘束せしむ。大抵の自由の束縛なりとす

3

(設問2) - 国の反論 20/55

I. 外国人の人権の享有の有無

~~第1. 国の反論~~

1. 明らかに、原則として、権利と義務は外国人にわたしても認められる。

(2) しかるに、憲法が第11に日本国民の権利と義務を定めたことは、外国人の人権の享有の限度は、日本人のそれと比して、~~若干~~ 低いものと解される。

II. 自己決定権

第1. 自己決定権

1. 人の知る権利も、自己決定権も、私生活上の自由を侵害することになり、
憲法による権利、つまり、人格的利益に留めと解される。

(2) 他にも、婚姻、出生の自由も、人格的利益に属すると解される。

第2. 別荘

1. 例、Bは、~~日本~~ 日本で~~結婚~~ 結婚、出産が望むに留まり、

別荘を~~日本~~ 日本に~~移す~~ 移すの行為が可能である以上、結婚・出産が望む
て来ているとはいえない。

2. 又大前直也は、外国人には在留の自由は認められない、
これは、国際法の慣習法として、外国人の在留可否は国の主権に
おき自由決定を認めて来ていることである。

3. したがって、特許法に於いて外国人は、入国・在留のハード
ルが~~入国~~ 入国して入国した外国人よりも低いのである。その分 ~~日本~~ 在留
への期待が~~低い~~ 低い。

第3. 正当化

（第 問）

1. (1) 以上をふまえて、制約の程度が低いので、工場長の判断は緩やかに判断された。

(2) 上記 上記も 物言法の制を目的は、日本が不働力不足解消とい
経済的目的は好むて、節約は、当該立法目的及び手段が
立法趣旨若くは憲法原理等に認められと解す

2. (1) ~~主法目的は、たゞい、その能とに、好煩・生産型と邪立~~
 主目的の能に、日本の労働力不足解消の為に、外国人労働力を有
 限に導入して、移民と日本国民の衝突を防止する、という目的が、
 その上で、設け、その新訂(すなわち2つの主法目的の合理性を新訂する。

(2) ① については 外国人が婚姻・出産を期に日本への定住を希望し、
通関税・滞在税等の負担が軽減されるので、合理的で目的が以て、

(3) ② について 17. 判例上、外国人はもともと税を課せられると認められていない。したがって、外国人に課税することは、憲法上、問題ない。ただし、外国人に課税する場合は、その外国人が日本に滞在している期間、日本に所得を生ずる行為を行っている期間、日本に資産を保有している期間など、一定の要件を満たす必要がある。また、外国人に課税する場合は、その外国人が日本に滞在している期間、日本に所得を生ずる行為を行っている期間、日本に資産を保有している期間など、一定の要件を満たす必要がある。また、外国人に課税する場合は、その外国人が日本に滞在している期間、日本に所得を生ずる行為を行っている期間、日本に資産を保有している期間など、一定の要件を満たす必要がある。

3. 由子位に於て、①、② 是に、姉妹・生花 (在外同人在)
 出向に於ては、配属部の命令に服する。

4. 以上判合意である。

五 尚工余

1. (1) まず、初めにこの入国料を外国人は、入国費として入国に
外国人に比して、その要領は異なる。これは、3ヶ月前に
~~日本~~ ない、在留資格が得るまで、おこなわれる。

(2) 所収用の可否は、定款に於ける第2条の宗旨を伴ふなり。その判断

を了る 警備員は、外国人と何らかの関係性を有するが、公正な判断を
要するに過ぎない。

四、此之狀書首於歌已也。直轉正聲以記於耳。

2. 増加し、収用 ~~の~~ 財力 L 、風食 W 内の各々が、~~経済~~ 開拓の取組
の ~~財~~ 投資が与えた、不慣習立てが可能なもの (2. 182 200)

(3) 又 2月以内に、東區官に資料を送る。東區官が元々から東區を開始している。 ^{これは東區が元々からしている。} ~~これは東區が元々からしている。~~ 建設している者がある。

~~健康な生活の~~ 身体活動の期間が長い方がよい。

(3) 又、上述の如に、外国人に譲渡の自由がなし、これは 図表に
よて判つて可

~~每~~ 3.52. 合建 0.73

~ 私見 ~

工 外国人の人数は有.

1. 外国人の人格はどのようにあるか、外国人でこれを経験
第1次的に往診して日本国民の権利にあることは有る部分。

五、自己史之存在

王莽篡位 何顏記

1. 乱カハ、外国則降ハ出荒セシカ。

個人の自由の11記の9と11から、手紙と本紙が併用された。

第2 期

姪女

1. 現在(方)に解国勢は未だ可成である。しか、日本で例え。

⑪ $\frac{1}{2}$

⑪ $\frac{1}{2}$

⑪ $\frac{1}{2}$

⑪ $\frac{1}{2}$

⑪ $\frac{1}{2}$

⑪ $\frac{1}{2}$

⑪ $\frac{1}{2}$

⑪ $\frac{1}{2}$

⑪ $\frac{1}{2}$

⑪ $\frac{1}{2}$

⑪ $\frac{1}{2}$

⑪ $\frac{1}{2}$

⑪ $\frac{1}{2}$

⑪ $\frac{1}{2}$

⑪ $\frac{1}{2}$